

第 1 6 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～「電力の小売営業に関する指針」の改定について～

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 (金)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の審議内容

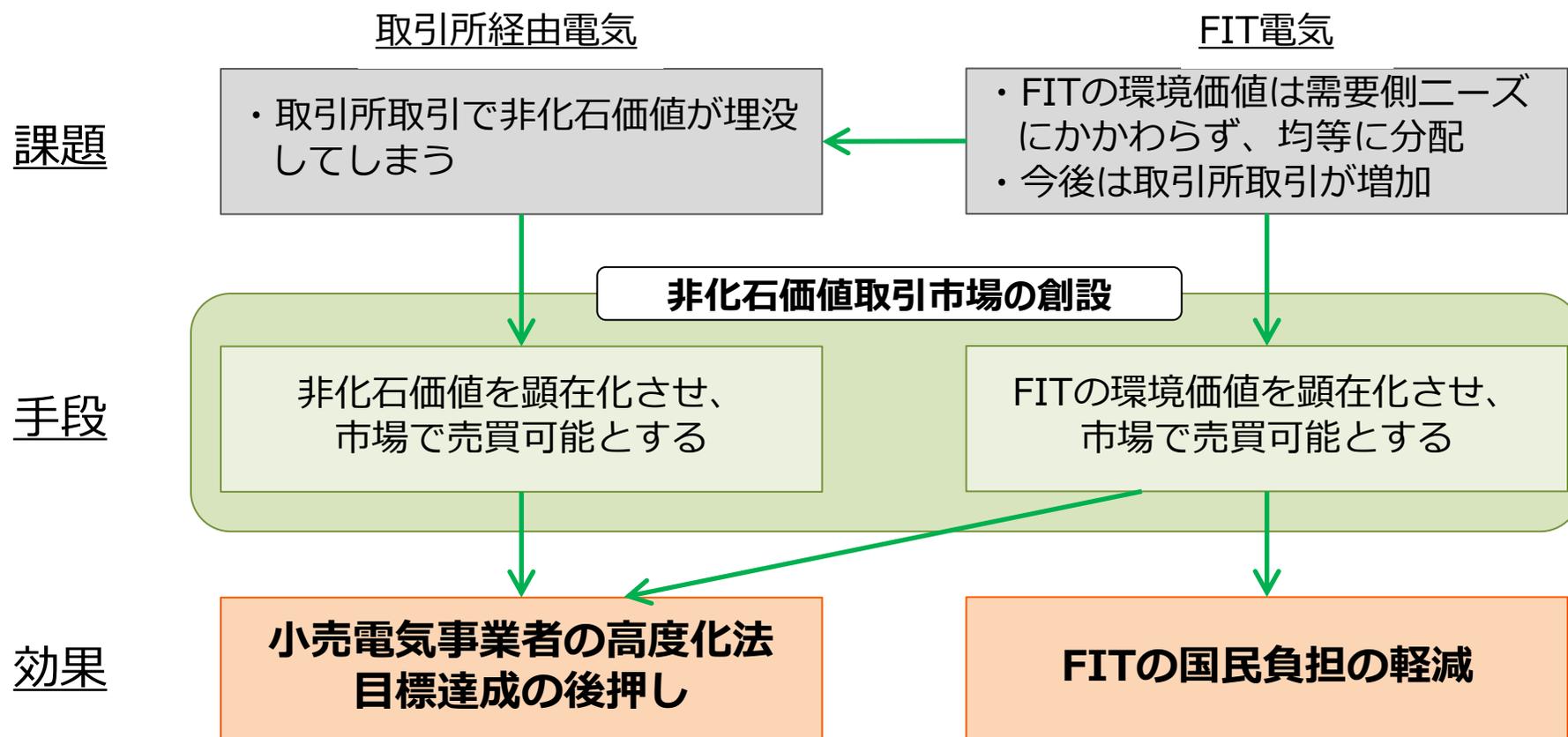
- ①非化石証書の導入とそれに伴う「電力の小売営業に関する指針」の改定方針**
- ②その他の「電力の小売営業に関する指針」の改定事項（「ガスの小売営業に関する指針」の整備状況等を踏まえ）**

1. 非化石価値取引市場の制度設計について

※総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会（貫徹小委員会）及びその下に設置された市場整備ワーキンググループにおいて議論・整理された内容を紹介するもの

1 (1) 非化石価値取引市場の創設の背景

- 貫徹小委員会においては、小売電気事業者に対して高度化法（※）上の非化石電源比率目標が設定されたものの、①取引所取引では非化石価値（高度化法上の非化石比率の算定に計上できる価値）が現状埋没していること、②FIT電気の持つ環境価値の帰属を整理する必要があることという課題認識を踏まえ、**非化石価値を顕在化し、その価値に適切に評価を与えることを目的として、「非化石価値取引市場」を創設することとされた。**

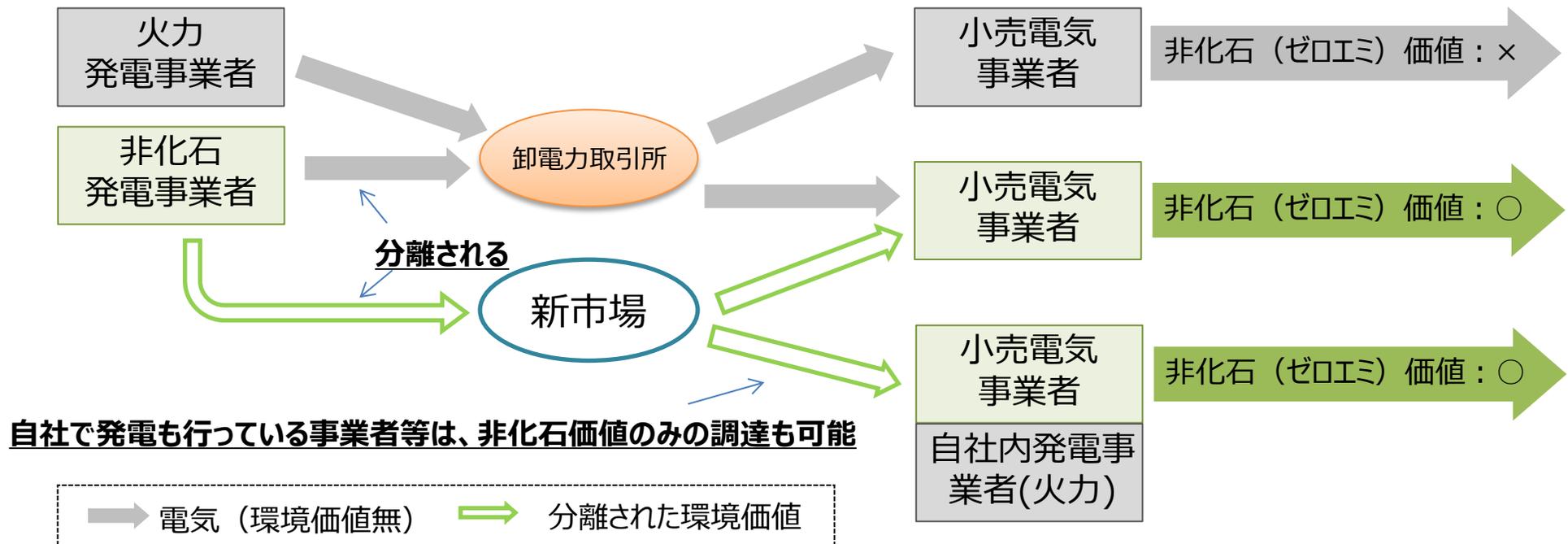


※エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

1 (2) 非化石価値の分離について

- 非化石価値を顕在化する手法としては、小売電気事業者の電気としての価値のみに対する需要や、環境価値のみに対する需要にも対応できる点、分離された価値に価格がつくことによって確実な価値の顕在化を実現できる点などに鑑み、**非化石価値を証書化し、実電気とは分けて取引すること**とされた。
- このとき、小売電気事業者は非化石価値を持つ証書（非化石証書）と実電気を別に購入し、非化石電源比率の算定時等に反映できることとなる。

新市場イメージ



1 (3) FIT電気・非FIT非化石電気の取扱いについて

- **FIT電気、非FIT非化石電気（大型水力、原子力等）** 共に、相対取引分・取引所取引分を問わず、**電気そのものの価値と非化石価値を分離**することとされた。
- FIT電気については、賦課金を負担し非化石価値の帰属主体である全需要家に代わるものとして費用負担調整機関が存在し、また、同機関がFIT設備認定を既に行っていることから、非化石証書の導入が相対的に円滑に進めやすい一方、非FIT非化石電気については取引のための環境整備（非化石電源であることの認証手段の設置、売り手となる発電事業者のシステム対応等）に一体の時間を要する。
- このため、**市場開設当初（2017年度）はFIT電気のみについて証書取引を先行して開始し、非FIT非化石電源を対象とする非化石証書については、早期に取引開始できるように検討を進めることとされた（2019年度取引開始予定）。**

非化石価値の分離対象	相対取引分	卸電力取引所投入分
FIT電気	証書の対象とし、非化石価値を分離する。先行して取引開始。 ※売り手が費用負担調整機関のみ + FIT設備認定の際に電源の認証等を既に行っているため導入コストが大幅に低い。	
非FIT非化石電気 （大型水力、原子力等）	証書の対象とし、非化石価値を分離する。早期の取引開始に向け検討を進める。 ※売り手が多数の発電事業者 + 非化石電源の認証手段を新たに設置する必要があるため、導入コストが高い。	

1 (4) 非化石証書の種類と価値について (再エネ電気指定証書)

- 非化石証書に関して、その由来する非化石電源種は再生可能エネルギー、原子力が考えられる。
- **再生可能エネルギー由来の証書**に関しては、「**再エネ由来証書**」として販売するか、非化石電源種由来の証書 (再エネ電源由来であることを訴求しない) として販売するか、**売り手が選択できることとされた。**
- また、**再生可能エネルギー由来の証書**に関しては、電源構成の表示において「**実質再エネ100%**」等の表示を許容することも考えられ、**非化石証書の導入に伴う対需要家への表示に関する具体的な規定は、電力・ガス取引監視等委員会において別途検討することとされた。**

非化石証書の中での証書の種類分け	非化石価値・ゼロエミ価値 (※1)	環境表示価値 (※2)
非化石証書 (再生可能エネルギー指定)	両証書間に差は無い	需要家に再エネ由来の証書を購入していることを訴求可能。 (※「 実質再エネ100% 」等)
非化石証書 (指定無し) ※原子力由来の証書のほか、再エネ由来の証書を買取することも可能		需要家に証書の電源種に関する訴求は不可。

※1 温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhであることの価値

※2 小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

2. 「電力の小売営業に関する指針」の 改定案について

「電力の小売営業に関する指針」の改定案（改定事項①）

- 1において述べたとおり、2017年度に非化石価値取引市場が開始することを踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」に以下の改定を行うこととしてはどうか。

※なお、将来的に、非FIT非化石電気に基づく非化石証書が導入される際には、下記記載の改定の必要性について要検討

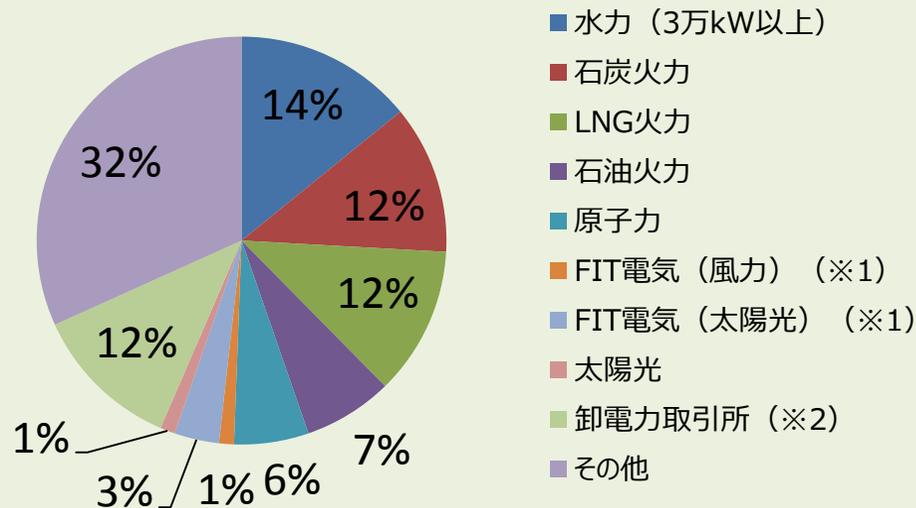
（1）非化石価値取引市場の開始に伴う改定項目

改定項目	改定事項の概要
1（3）ウiii）（22頁） 非化石証書を購入した場合におけるのみ問題となるもの	<p>非化石価値は電源構成そのものとは異なることなどから、再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者が「再生可能エネルギー電気を100%発電・調達している」と表示するなど、実際に小売供給を行うために再生可能エネルギー電気を発電・調達しているものとの需要家の誤認を招くような表示を行うことを「問題となる行為」として位置づける。</p> <p>ただし、①再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者による「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」との訴求や、②非化石証書を購入した小売電気事業者による「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などとの訴求は、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない旨明記する。</p>

(参考) 電源構成の開示の方法 (表示の例)

当社の電源構成

(平成27年4月1日～平成28年3月31日の発電・調達電力量 (kWh) 実績値)



FIT電気の特性を明示

(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

取引所で調達した電気の特性を明示

(※3) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

- ①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、平成27年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)
- ②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(※4) 当社の〇年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO₂/kWh)。

当社は再エネ指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気〇%の調達を実現しています。

電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示。**加えて、非化石証書に基づく一定の訴求も可。**

「電力の小売営業に関する指針」の改定案（改定事項②）

- また、先般、本専門会合にて議論した「ガスの小売営業に関する指針」における整備項目等を踏まえ、「電力の小売営業に関する指針」に以下の改定を行うこととしてはどうか。

（２）「ガスの小売営業に関する指針」における整備項目を踏まえた改定項目

改定項目	改定事項の概要
1（１）イiv）（６頁） 電気料金に工事費等が含まれている 場合の請求書等への内訳明記	小売電気事業者が締結する個別の小売供給契約において、小売電気事業者が一般送配電事業者に対して託送供給約款に基づき支払った 電気計器及び（配線工事等の）工事に関する費用負担を当該小売供給に係る料金に含めて回収する場合 において、小売電気事業者は、電気料金の透明性の確保の観点から、 需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載すること を「望ましい行為」と位置づける。
1（１）イv）（６頁） 業務改善命令を受けた事実の公表	小売電気事業者が業務改善命令を受けた場合 、その事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であるため、 小売電気事業者自身がその事実を公表すること を「望ましい行為」と位置づける。

「電力の小売営業に関する指針」の改定案（改定事項③）

改定項目	改定事項の概要
1（2）イii）（9頁） 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明	<ul style="list-style-type: none">・ 小売電気事業者等が、小売供給契約を締結する際及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けた際、「需要家がクーリングオフをした場合や小売電気事業者から契約を解除された場合などには需要家が無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあること、そのため他の小売電気事業者と契約するなどする必要があること」を需要家に対して説明することを「望ましい行為」と位置づける。・ クーリング・オフや小売電気事業者からの契約解除などにより無契約状態となった需要家から申込みを受けた小売電気事業者等が、無契約状態での電気の使用（※）を解消するため、需要家に対し、「無契約状態を解消するためには、クーリング・オフ行使日等、無契約状態での電気の使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障約款・経過措置約款による供給を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨説明することを「望ましい行為」と位置づける。なお、小売電気事業者が、需要家の虚偽申告を助長するような行為を行うことは「問題となる行為」と位置付ける。 <p>※クーリング・オフ後の電気の使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、（通常であれば一般送配電事業者により供給停止がされるはずのところ事実上それがされなかったために）需要家が他の小売電気事業者と小売供給契約を締結する等せずに電気の供給を受けている場合などが想定される。</p>

「電力の小売営業に関する指針」の改定案（改定事項④）

改定項目	改定事項の概要
<p>1（2）イiii）（10頁） スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明</p>	<p>他のエネルギーからオール電化へエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性があるところ、こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先の小売電気事業者が需要家に対して、旧契約上の違約金等の説明に加え、旧契約上の解除の条件によっては、一定期間前に旧事業者に対して解除通知する必要がある旨説明することを、「望ましい行為」として位置付ける。</p>
<p>5（3）（42頁） 一般送配電事業者による託送供給契約の解除時の手続</p>	<p>小売電気事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、一般送配電事業者が託送供給契約を解除する場合において、以下の措置をとらないことを「問題となる行為」と位置付ける。</p> <p>① 託送供給契約の解除を理由に電気の供給停止を行う1ヶ月程度前及び5日程度前に、需要家に対して停止日を明示して供給停止事前通知を行う。</p> <p>② 上記①の通知の際、「他の小売電気事業者と契約するか、最終保障供給・特定小売供給を申込みという方法があること。」を説明する（説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。）。</p>
<p>その他「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえた記載の追記・修正など。</p>	<p>「ガスの小売営業に関する指針」における表現ぶりなどを踏まえ、技術的な観点に基づき記載を追記・修正。</p>